

正覺寺納骨堂「俱會堂」管理規程

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人寂靜山正覺寺（以下「経営者」という）が経営する納骨堂「俱會堂」の使用および管理に関し、必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨堂の目的及び名称、位置)

第2条 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- 1、名称 正覺寺納骨堂「俱會堂」
- 2、位置 岐阜県安八郡神戸町大字北一色 674 番地の 1（本堂内）

(管理者)

第3条 納骨堂の管理者（以下「管理者」という）は、正覺寺の代表役員（住職）とする。

(管理者の権限)

第4条 管理者は、本規定および正覺寺総代会の決定に従って、納骨堂を宗教施設として管理しなければならない。

(納骨堂使用者の資格)

第5条 納骨堂使用者は、仏教徒に限るが、その宗旨、宗派は問わない。ただしその法要、儀礼は浄土真宗本願寺派の法式に則って行うものとする。

(収蔵期間および納骨懇志)

第6条 永代合葬納骨の懇志は、一体につき 100,000 円以上とする。また、永代分骨納骨の場合は、経営者所定の容器に納め、堂内に安置する。その懇志は、一体につき 50,000 円以上とする。また、永代非合葬納骨の懇志は、一体につき 800,000 円以上とする。永代合葬納骨、永代非合葬納骨および永代分骨納骨ともに、管理料等は、発生しないものとする。

墓地等の整備に伴う永代合葬納骨の懇志は、体数を問わず、300,000 円以上とする。

ともに、納骨堂過去帖に法名を記載する。

(納骨の申込みと承諾)

第7条 納骨をしようとする者は、第 6 条に定める納骨懇志を一括納入のうえ、納骨申込書に必要事項を記入し、埋葬（改葬）許可証を添えて、管理者に提出し承諾を受けなければならない。

- 2、 管理者は、納骨申込書の提出を受け、「納骨の証」を発行し、納骨堂過去帖に法名を記載する。

(納骨者および住所変更の通知義務)

第8条 納骨者は、納骨申込者や住所に変更があった場合、直ちに新納骨申込者及び新住

所を管理者に通知しなければならない。

(その他)

第9条 納骨者またはその他の者が、納骨堂を参拝する場合、管理者に通知し、許可を得なければならない。ただし、本堂参拝のみの場合は、自由参拝とする。